

議第 29 号

下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

職員の赴任にかかる旅費の支給対象となる職員等を明確にするため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(旅費の支給) 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。 <u>ただし、赴任に関する旅費の支給を受ける者の範囲、額等は、規則で定める。</u>	(旅費の支給) 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。
2～6 (略)	2～6 (略)

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

職員の赴任にかかる旅費の支給対象となる職員等を明確にするため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 赴任に関する旅費の支給対象となる職員及び支給の対象となる要件を、規則で定めることを規定します。

(第3条関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)